

農の広場

登米市農業委員会だより

第26号
平成31年2月



里山ならではの多角的農業

かま だ だい ち
南方町 鎌田 大地さん

鎌田大地さんは、東和町米川にある「木漏れ日農園」の村長さんです。南方町の自宅から毎日40分ほどの時間をかけて通勤しています。

農園の周りには山や川があり、典型的な中山間地、里山の風景です。そこで少量多品目の野菜を作り、飼育している鶏の卵や、ニホンミツバチの自家製ハチミツ、山椒やクルミなどを仙台方面のお客さんに届けています。

鎌田さんの「地の利」を活かした多角的な農業経営が中山間地農業の成功モデルになれば、中山間地域の農業の未来は明るい。

「自分の後に続く人たちの相談窓口になればいい」と言う鎌田さんが頼もしく感じました。これからの活躍を楽しみにしています。

担当：鈴木委員



新年のご挨拶



登米市農業委員会
会長 高 橋 清 範



あけましておめでとうございます。

新春を迎える、皆様には健やかにお過ごしのこととお慶び申し上げます。

さて、登米市農業委員会につきましては、平成28年の農業委員会等に関する法律の改正に伴い平成29年7月より新体制でスタートし、1年半が過ぎました。その間、紆余曲折もありましたが、お陰様で市民皆様のご理解とご協力を頂き、予定どおり職務を果たせたことに心より感謝申し上げます。また、これまでどおり農地との関わりの中で、市民の皆様から多くの相談を受け、様々な問題を解消しながら少しでも経営や生活が良くなるように情報の提供を図るなど努力してまいりました。

しかし、農業情勢は依然として厳しく、農水省の方針についても大規模化が優先され、また情報の多様化に伴い関係機関はもとより、農家の対応がおぼつかない状況であり、営農計画にも影響を与えかねません。

さらに昨年から米の生産調整の廃止により、主食用米や飼料用米等の需給バランスが課題となり、今後の作付面積によっては米価の先行きが懸念されます。農業委員会としても市民生活が安定するように「意見書」をまとめて市や県に提出し、県の農業会議からも国会議員への要請活動を通して「TPP11」の発効等、貿易に関わる国内対策について正し、経営規模に関わらず農地を守ることが環境保全や伝統文化の継承を含めて地域社会全体を維持していくため必要であると唱え、その対策を講ずるよう要望してまいりました。

いずれにせよ「10年後・20年後」に向け私達はもう一度これまでの農業・農村の歴史を振り返り、自分達の立場で出来ることは何かを考え、地域社会を元気にすることで輝ける日本の未来がひらけると思います。農業委員会としても現状を見極め、農地の最適化を図りながら努力してまいりたいと思います。市民皆様には、これまで以上のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げ新年の挨拶といたします。

意見書を提出しました

10月30日に高橋会長と農政改革特別委員会の代表が、熊谷市長と市議会に下記の5項目について意見書を提出しました。

1. 農地利用の集積・集約化について
2. 遊休農地の発生防止・解消について
3. 農業への新規参入と後継者の育成について
4. 農業所得の向上について
5. 鳥獣被害対策について

7月に開催された農業者との意見交換会で出された意見と農業委員・農地利用最適化推進委員から提起された問題を農政改革特別委員会で取りまとめ意見書に反映させました。

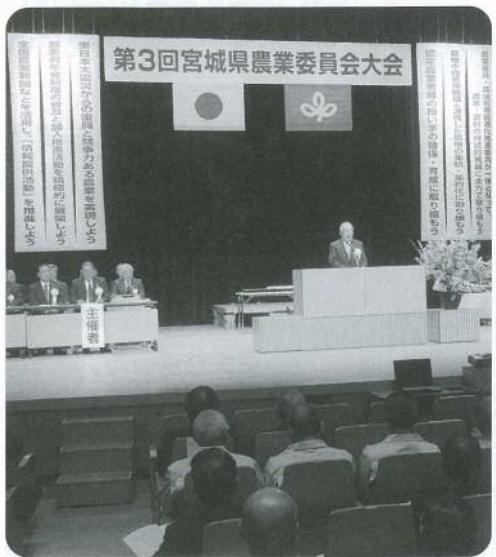
市長からは守るべき農地と条件不利地に関して農振地域の見直し、JAと協力して輸出米の増産を進めたいなど前向きなお話を頂きました。

農業委員会としても地域農業の発展のため、市、議会、JA、関係機関と連携しながら意見書の実現に向けて進めていきたいと思います。

意見書の詳細につきましては、登米市ホームページ「登米市農業委員会」に掲載していますのでご覧ください。
農政改革特別委員会 三塚委員長



宮城県農業委員会大会



11月21日に第3回宮城県農業委員会大会が名取市文化会館で開催され、登米市農業委員会から農業委員・農地利用最適化推進委員が参加しました。

秋田県立大学の中村准教授による「農地利用最適化と地域農業」と題しての講演がありました。その中で、農業委員・農地利用最適化推進委員に期待される役割として、農家目線に立った農家の相談役、現場と行政のパイプ役、地域農業の発展のため一定範囲での話し合いが必要とのことでした。

大会の決議事項として、

- ① 農地利用の最適化の取り組み強化のための要請決議
- ② 新・農地を活かし担い手を応援する全国運動の申し合わせ
- ③ 農業者年金加入推進活動の強化に関する申し合わせ
- ④ 情報提供活動の強化に関する申し合わせ

以上4つの決議を採択し終了しました。 担当：岩淵委員

農政に関する報告会

12月25日に衆議院議員 小野寺五典氏を迎え、農業委員及び農地利用最適化推進委員を対象に農業を巡る世界情勢や国内の米の作付状況などについての報告がありました。

委員からは多くの質問があり、それに対して丁寧な説明をいただきました。

担当：尾張委員



農地の売買や贈与を受けた方へ

前年中（平成30年1月～平成30年12月）に農地を売ったり贈与を受けたりした場合は、申告が必要となります。

★申告が必要な人

- ①農地を売った人…………農地を売った場合は、その譲渡所得に対して所得税などがかかります。
- ②農地の贈与を受けた人……農地等の贈与があった場合は、受贈者（もらった人）に贈与税がかかります。

★申告期間

・税務署での申告は平成31年2月中旬～3月15日まで。市の申告相談日については市広報等で確認願います。

★申告場所等

区分	農地の区分	申告場所	備考
①売買 (所得税)	農地法による売買	全ての農地	税務署
	農業経営基盤強化促進法による売買	農振農用地	市の申告相談 「譲渡所得の特別控除に係る証明書」があること
	農振農用地以外	税務署	
②贈与(贈与税)	全ての農地	税務署	申告の際に「曆年課税」と「相続時精算課税」のいずれかを選択します。

農地・農業者年金等に関するご相談は、登米市農業委員会へお問い合わせ下さい。
登米市中田庁舎1階 ☎0220-34-2317 メールアドレス noui@city.tome.miagi.jp

